

尾道市木造住宅耐震診断費補助事業実施要綱

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 木造住宅耐震診断資格者（第 4 条）
- 第 3 章 木造住宅耐震診断費補助事業（第 5 条－第 1 5 条）
- 第 4 章 雑則（第 1 6 条・第 1 7 条）

付則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護することに寄与するため、市民が自ら行う住宅の耐震診断の実施に要する費用の一部を、予算の範囲内において補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）補助対象建築物

市内に存する木造在来軸組構法及び伝統的構法の住宅で、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。

ア 昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に着工された戸建て住宅、長屋住宅又は併用住宅（延べ面積の 2 分の 1 以上を住宅の用に供するものに限る。以下「住宅」という。）であること。

イ 地階を除く階数が 2 以下であること。

ウ 国、地方公共団体、その他公的団体が所有するもの以外であること。

（2）木造住宅耐震診断資格者

第 4 条第 4 項に規定する登録を受けた者をいう。

(3) 耐震診断

「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）」（国土交通省住宅局建築指導課監修・財団法人日本建築防災協会発行。以下「木造住宅の耐震診断と補強方法」という。）に定める「一般診断法」又は「精密診断法」に基づいて、木造住宅耐震診断資格者が行う木造住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

（補助対象者）

第3条 この要綱において補助の対象となる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 補助対象建築物（居住の実態を有するものに限る）の所有者、補助対象建築物に居住している者又は補助対象建築物の居住予定者（補助対象建築物に居住を予定している者で、第10条第1項の規定による実績報告をした時点において当該補助対象建築物の所有者であること。）
- (2) 市税、国民健康保険料、介護保険料等の滞納がない者
- (3) 以前同一事業の補助金の交付を受けていない者

第2章 木造住宅耐震診断資格者

（木造住宅耐震診断資格者の登録等）

第4条 市長は、耐震診断を行う者として、木造住宅耐震診断資格者を登録するものとする。

2 前項の登録を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、法人又は個人事業主（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けた者に限る。）に直接雇用されている者又は当該個人事業者で、同法第2条の規定による1級建築士、2級建築士又は木造建築士でなければならない。

3 申請者は、尾道市木造住宅耐震診断資格者名簿登録申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 建築士免許証の写し

- (2) 建築士事務所登録通知書の写し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 4 市長は、前項の申請があったときは、同項各号に掲げる書類を確認し、申請者が木造住宅耐震診断資格者として適当と認めたときは、申請者を尾道市木造住宅耐震診断資格者名簿（別記様式第2号）に登録するとともに、市のホームページへの掲載又はその他の手段によりこれを公表するものとする。
 - 5 前項の登録の有効期間は、登録の日から起算して最長3年間とする。
 - 6 市長は、第4項の規定による登録をしたときは、木造住宅耐震診断資格者に対し、尾道市木造住宅耐震診断資格者登録通知書（別記様式第3号）を交付するものとする。
 - 7 木造住宅耐震診断資格者は、登録に係る申請書の記載事項に変更が生じたときは、尾道市木造住宅耐震診断資格者登録事項変更届出書（別記様式第4号）に変更する内容が確認できる書類を添付して、速やかに市長に届け出なければならない。
 - 8 市長は、前項の届出があったときは、登録事項の変更に係る書類を確認し、適当と認めたときは、尾道市木造住宅耐震診断資格者名簿に変更事項を登録するとともに、市のホームページへの掲載又はその他の手段によりこれを公表するものとする。
 - 9 市長は、変更事項の登録をしたときは、木造住宅耐震診断資格者に対し、尾道市木造住宅耐震診断資格者登録事項変更通知書（別記様式第5号）を交付するものとする。
 - 10 木造住宅耐震診断資格者は、耐震診断を行う際は、建築士法その他関係法令に基づきその業務を誠実に行うとともに、不当な耐震改修の勧誘等をしてはならない。
 - 11 木造住宅耐震診断資格者は、耐震診断について、必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。
 - 12 市長は、木造住宅耐震診断資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、木造住宅耐震診断資格者の登録を抹消するものとする。

- (1) 登録の辞退の申出があったとき。
 - (2) 登録の有効期間が満了したとき。
 - (3) 建築士法第2条第1項の建築士でなくなったとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により第4項の登録を受けたことが判明したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。
- 13 市長は、木造住宅耐震診断資格者の登録を抹消したときは、抹消した者に対し、尾道市木造住宅耐震診断資格者登録抹消通知書（別記様式第6号）により、通知するものとする。

第3章 木造住宅耐震診断費補助事業

（耐震診断補助対象事業及び補助額）

第5条 この要綱による補助の対象となる事業は、補助対象建築物について行う耐震診断とする。

- 2 補助額は、耐震診断に要する経費の3分の2の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）以内とする。ただし、20,000円を上限とする。

（耐震診断費補助金交付の申請）

第6条 耐震診断費補助金（以下この章において「補助金」という。）の交付を申請しようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、耐震診断を行う前に、尾道市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写しその他市民であることがわかるもの
- (2) 当該住宅に係る登記事項証明書その他当該住宅の所有者がわかるもの
- (3) 当該住宅に係る建築確認通知書の写しその他当該住宅の建築年月日がわかるもの
- (4) 耐震診断に要する費用の見積書又はその写し
- (5) 市税等の納付状況に係る照会についての同意書（別記様式第8

号)

- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金交付決定通知等)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、尾道市木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書（別記様式第9号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、尾道市木造住宅耐震診断費補助金不交付決定通知書（別記様式第10号）により申請者に通知するものとする。

(耐震診断の実施)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下この章において「補助事業者」という。）は、前条第1項の補助金の交付決定がされた日以後に耐震診断の実施に係る契約を行い、耐震診断を実施しなければならない。

(計画の変更及びとりやめ)

第9条 補助対象者は、第7条第1項の規定による補助金交付決定後において、計画の変更を行う場合は、遅滞なく尾道市木造住宅耐震診断費補助事業変更承認申請書（別記様式第11号）に変更する内容が確認できる書類を添付して、市長に提出し承認を得なければならない。

- 2 市長は、計画の変更を認めたときは、尾道市木造住宅耐震診断費補助事業変更承認通知書（別記様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

- 3 補助事業者は、第7条第1項の規定による補助金交付決定後において、計画をとりやめる場合は、尾道市木造住宅耐震診断費補助事業とりやめ届出書（別記様式第13号）により市長に届け出なければならない。

- 4 前項の規定による届出があったときは、第7条第1項の規定による当該事業の補助金の交付の決定は、その効力を失うものとする。

(耐震診断実績報告)

第10条 補助事業者は、耐震診断が完了したときは、尾道市木造住宅耐震診断費補助事業実績報告書（別記様式第14号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告書の写し
- (2) 耐震診断の実施に関する契約書の写し
- (3) 耐震診断に要する費用の請求書の写し又は領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、耐震診断の完了の日から起算して30日を経過した日又は完了の日の属する年度の3月末日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、尾道市木造住宅耐震診断費補助金額確定通知書（別記様式第15号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、尾道市木造住宅耐震診断費補助金交付請求書（別記様式第16号）を市長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び補助金交付決定通知に付した条件に違反したとき。
- (2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適当であると認めたとき。

2 前項の規定は、第11条に基づく交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、尾道市木造住宅耐震診断費補助金交付決定（一部・全部）取消通知書（別記様式第17号）により補助事業者に通知するものとする。

（返還命令）

第14条 市長は、補助金の交付後前条の規定により交付決定を取り消したときは、尾道市木造住宅耐震診断費補助金返還命令書（別記様式第18号）により補助金の返還を命じる。

（帳簿等の整備）

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る証票書類の整理及び経理を明らかにする帳簿の作成を行い、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

第4章 雑則

（補助対象者等に対する指導及び助言）

第16条 市長は、耐震診断の補助金の交付を受けようとする者及び木造住宅耐震診断資格者に対して、住宅の地震に対する耐震性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（その他）

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年5月30日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 1 2 月 1 日から施行する。